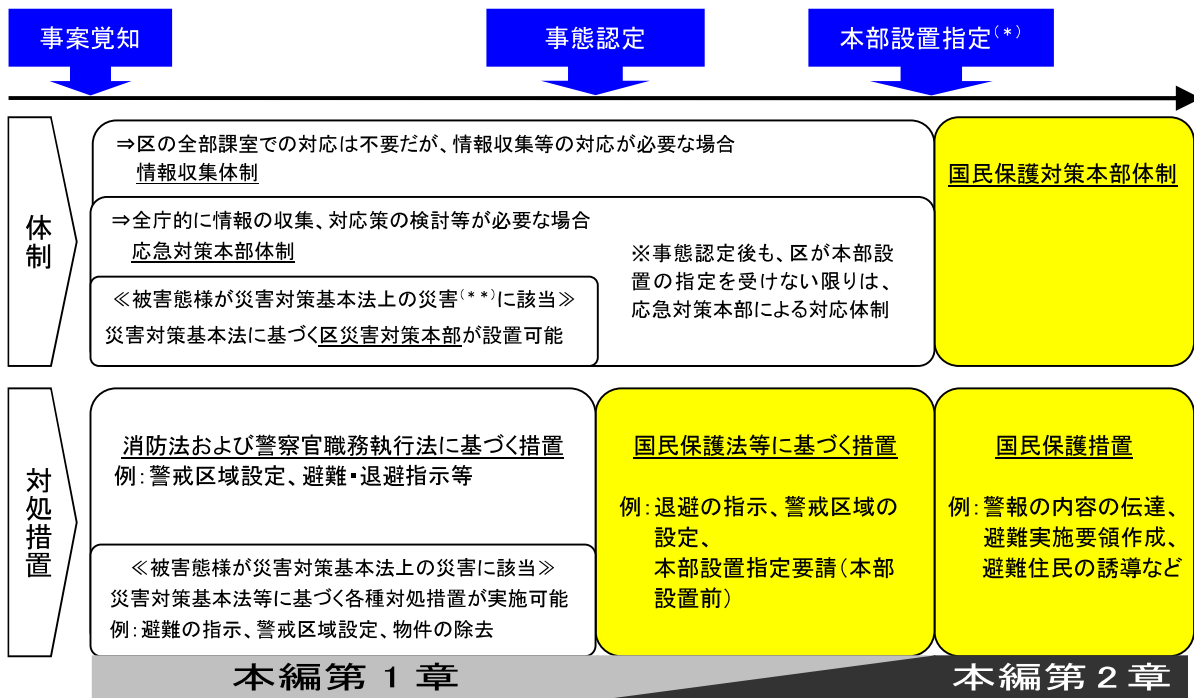


第4編 武力攻撃事態等への対処

- 区は、事態の状況の推移に応じて、以下の体制をとる。
- 武力攻撃事態等の事態認定前においては、区は応急対策本部体制等をとるものとし、災害対策基本法に基づく各種対処措置を行う。
- 事態認定後であっても、区が本部設置の指定を受けない場合は、応急対策本部体制をとることになるが、国民保護法に基づく対処措置を実施することができる。

【状況推移に応じた区の体制】



(*) 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

(**) 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第1章 初動体制の迅速な確立および措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、区は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体および財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、情報収集体制により即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、区の初動体制について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

区は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが区に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、区長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報収集体制を立ち上げ、または、品川区応急対策本部（以下「区応急対策本部」という。）を設置して、即応体制の強化を図る。

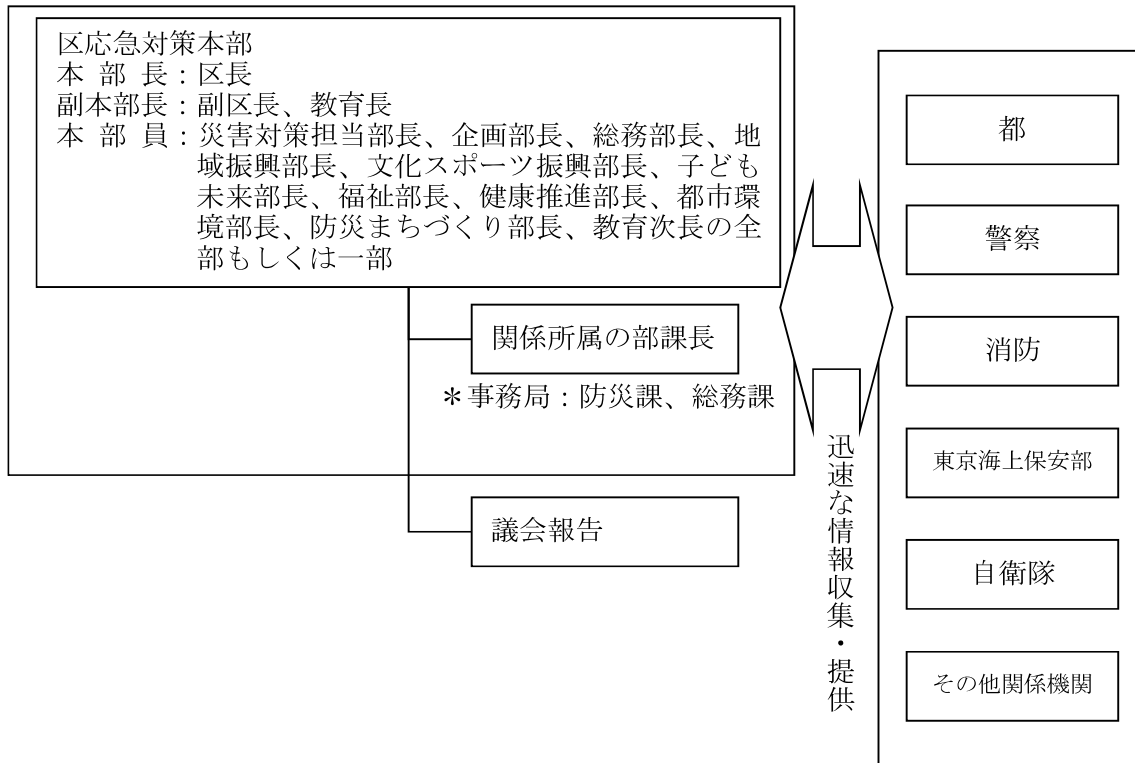
この場合において、区長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

2 事態認定前における区応急対策本部等の設置および応急措置

（1）区応急対策本部の設置

ア 区長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合には、速やかに、都、警察および消防に連絡を行うとともに、区としての的確かつ迅速に対処するため、区応急対策本部等を設置する。

【区応急対策本部の構成】



※住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、区職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を区長および幹部職員等に報告する。

イ 区応急対策本部は、警視庁（第二方面本部、品川警察署、大井警察署、大崎警察署、荏原警察署、東京湾岸警察署）、東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、区応急対策本部を設置した旨について、都に連絡を行う。

この場合、区応急対策本部は、迅速な情報の収集および提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

ウ 区は、区対策本部の設置指定前にあつては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、区災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

(2) 応急措置の実施

ア 区は、区応急対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、区災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救助・救急等の応急措置を行う。

また、区長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

イ 区は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、立ち入り禁止区域の設定等や、消防法に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域または消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。この際、必要により現地連絡調整所を設置し対応する。

ウ また、政府による事態認定がなされ、区に対し、区対策本部の設置の指定がない場合においては、区長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、区対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

区長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

区応急対策本部等を設置した後に政府において事態認定が行われ、区に対し、区対策本部を設置すべき区の指定の通知があった場合については、直ちに区対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、区応急対策本部等は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

※区対策本部長への読み替え

本計画において、区応急対策本部、区災害対策本部および区対策本部設置時においては、区長を区対策本部長と読み替えるものとする。

第2章 区対策本部の設置等

区は、区対策本部の設置指定があった場合、区対策本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、区対策本部を設置する場合の手順や区対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 区対策本部の設置

(1) 区対策本部の設置の手順

区対策本部の設置は、次の手順により行う。

ア 区対策本部を設置すべき区の指定の通知

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）および都知事を通じて区対策本部を設置すべき区の指定の通知を受ける。

イ 区長による区対策本部の設置

指定の通知を受けた区長は、直ちに区対策本部を設置する（※事前に区応急対策本部等を設置していた場合は、区対策本部に切り替える（前述））。

ウ 区対策本部員および区対策本部職員の参集

区対策本部担当者は、区対策本部員、区対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、区対策本部に参集するよう連絡する。

エ 区対策本部の開設

区対策本部担当者は、区防災センター4階災害対策本部室に区対策本部を開設するとともに、区対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

区長は、区対策本部を設置したときは、区議会に区対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備および仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

区は、区対策本部が被災した場合等区対策本部を区庁舎内に設置できない場合は、区対策本部を以下の予備施設に設置する。事態の状況に応じ、区長の判断により設置場所を選定する。

- ・品川保健センター（住所：品川区北品川 3-11-22）
- ・荏原保健センター（住所：品川区荏原 2-9-6）
- ・品川区清掃事務所（住所：品川区大崎 1-14-1）

また、区の区域外への避難が必要で、区内に区対策本部を設置することができない場合には、都と区対策本部の設置場所について協議を行う。

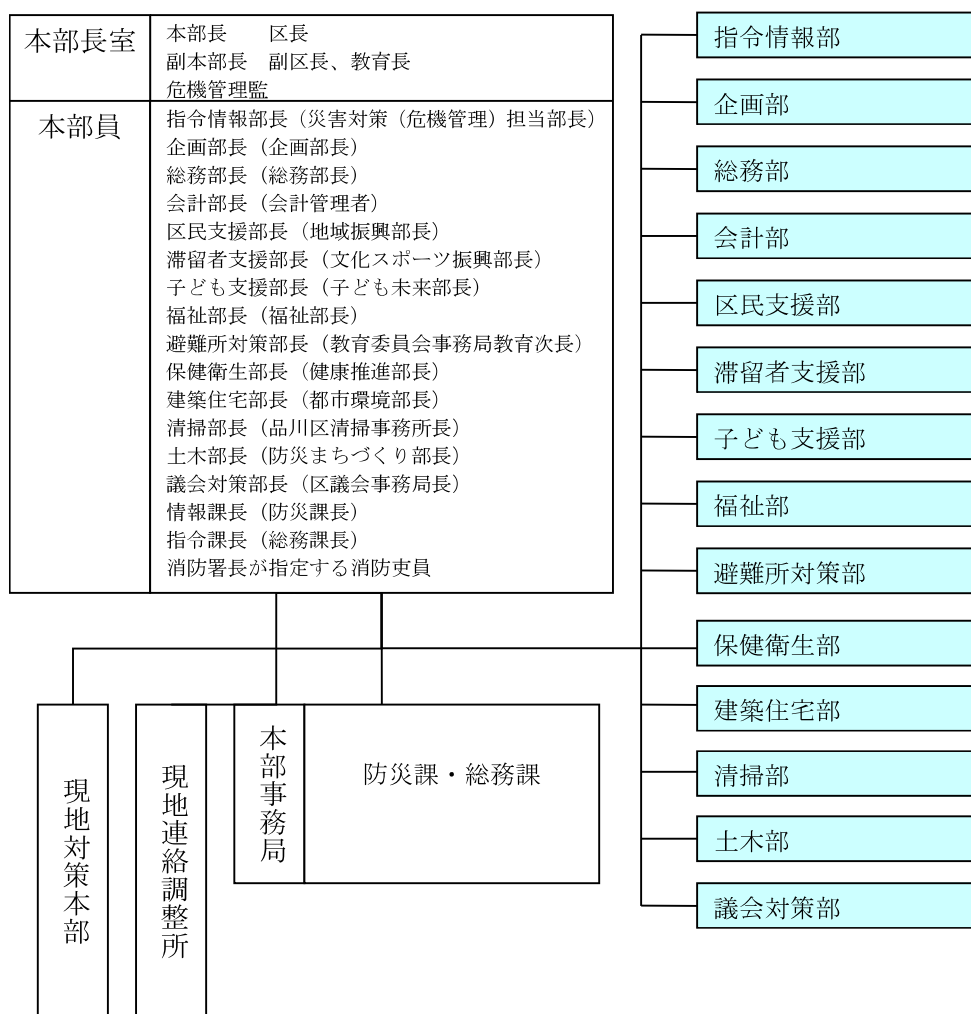
(2) 区対策本部を設置すべき区の指定の要請等

区長は、区に対して区対策本部を設置すべき区の指定が行われていない場合において、区における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、区対策本部を設置すべき区の指定を行うよう要請する。

(3) 区対策本部の組織構成および機能

区対策本部の組織構成および各組織の機能は以下のとおりとする。

【区対策本部の組織構成および各組織の機能】



区対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課において措置を実施するものとする（区対策本部には、各部課から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

また、本部事務局は防災まちづくり部防災課および総務部総務課で構成し、国民保護措置に関する各部に跨る調整や、区対策本部会議の運営等を行う。

【区対策本部の武力攻撃事態等における各部の業務】

部名	通常組織	武力攻撃事態等における業務
指令情報部	総務課 防災課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 広報広聴課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部情報の総括に関する事。 2 各部への指令および活動状況の集約に関する事。 3 自衛隊の出動要請に関する事。 4 住民対応班（コールセンター）の配置計画に関する事。 5 義援金品の受領に関する事。 6 区対策本部の設置に関する事。 7 国、都および関係機関の情報収集に関する事。 8 災害に伴う広報/報道機関の対応に関する事。 9 庁内放送に関する事。 10 災害の記録に関する事。 11 警報の内容の通知および伝達等に関する事。 12 避難の指示の通知および伝達に関する事。 13 避難実施要領の策定、内容の通知および伝達に関する事。 14 警戒区域の設定、退避の指示に関する事。 15 安否情報の収集・提供に関する事。 16 特殊標章等の交付、管理に関する事。 17 住民への協力要請に関する事。
企画部	財政課 企画調整課 情報推進課 施設整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に伴う予算の編成に関する事。 2 情報システムの復旧に関する事。 3 区有施設（総合庁舎を除く）の安全確認および被害状況の調査、集約に関する事。 4 区有施設（総合庁舎を除く）の被災箇所の応急措置に関する事。 5 武力攻撃災害時等における他の部の応援に関する事。
総務部	人事課 経理課 税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合庁舎来庁者の救護に関する事。 2 他自治体からの応援職員の受入れに関する事。 3 災害対応職員の対応に伴う服務、給与、安全衛生、装備に関する事。 4 総合庁舎の管理保全に関する事。 5 工事等の契約に関する事。 6 車両、船舶等輸送手段の調達および配車調整に関する事。 7 被害の認定、証明に関する事。 8 武力攻撃災害時等における他の部の応援に関する事。
会計部	会計管理室	<ol style="list-style-type: none"> 1 経費の支払いに関する事。 2 義援金品の出納保管に関する事。 3 国民保護措置に必要な現金および物品の出納保管に関する事。 4 武力攻撃災害時等における他の部の応援に関する事。

部名	通常組織	武力攻撃事態等における業務
区民支援部	地域活動課 商業・ものづくり課 戸籍住民課 国保医療年金課 <地域センター> <消費者センター>	1 地域拠点（地域センター等）および周辺の被害状況集約、報告に関する こと。 2 地域拠点および避難所への支援職員の派遣に関すること。 3 外国人に対する支援に関すること。 4 義援金の受領および配分に関すること。 5 非常用食料品の調達および配送に関すること。 6 救助物資の受領および配給に関すること。 7 総合相談窓口に関すること。 8 広域避難場所の状況把握、情報収集、報告に関すること。 9 区民避難所等の支援に関すること。 10 避難住民の誘導、輸送、復帰に関すること。 11 武力攻撃災害時等における他の部の応援に関すること。
滞留者支援部	文化観光課 スポーツ推進課 オリンピック・パラリンピッ ク準備課 人権啓発課 <文化センター> <品川歴史館> <品川文化振興事業団> <品川区スポーツ協会> <男女共同参画センター>	1 部所属施設の管理保全および利用者の安全・被災状況の把握に関する こと。 2 帰宅困難者の収容および援護（物資含む）に関すること。 3 被災状況の把握および報告に関すること。 4 帰宅困難者受入れ施設開設および管理運営に関すること。 5 武力攻撃災害時等における他の部の応援に関すること。
子ども支援部	子ども育成課 子ども家庭支援課 保育課 保育支援課 <児童センター> <保育園、幼稚園>	1 部所属施設の管理保全および利用者の安全・被災状況の把握に関する こと。 2 情報の収集および連絡に関すること。 3 区民避難所等の支援に関すること。 4 保護者への連絡に関すること。 5 応急保育に関すること。 6 武力攻撃災害時等における他の部の応援に関すること。
福祉部	福祉計画課 高齢者福祉課 高齢者地域支援課 障害者福祉課 生活福祉課 <品川区社会福祉協議会> <シルバーセンター> <品川総合福祉センター>	1 部所属施設の管理保全および利用者の安全・被災状況の把握／情報の 収集および連絡に関すること。 2 要配慮者の救助、支援に関すること。 3 避難行動要支援者対策班の設置に関すること。 4 二次避難所・福祉避難所の開設および管理運営（情報集約、報告）に 関すること。 5 施設利用者の家族等への連絡に関すること。 6 被保護者の救援に関すること。

部名	通常組織	武力攻撃事態等における業務
		7 ボランティアの受入れ、配置、運用に関する事。 8 武力攻撃災害時等における他の部の応援に関する事。
避難所対策部	庶務課 学務課 指導課 教育総合支援センター <品川図書館> <学校、すまいるスクール>	1 部所属施設の管理保全および利用者の安全に関する事。 2 各学校との連絡調整および指導に関する事。 3 学校施設、設備の被災箇所の応急措置に関する事。 4 教育長および教育委員との連絡調整に関する事。 5 被災児童および生徒への教科書、学用品の給付に関する事。 6 授業再開の準備に関する事。 7 区民避難所の開設および管理運営、情報収集および報告に関する事。 8 図書館全館の被災状況の把握に関する事。 9 武力攻撃災害時等における他の部の応援に関する事。
保健衛生部	健康課 生活衛生課 保健予防課 品川保健センター 大井保健センター 荏原保健センター	1 部所属施設の管理保全および利用者の安全・被災状況の把握に関する事。 2 衛生指導に関する事。 3 衛生検査に関する事。 4 危険薬品の管理保全および機器類の整備に関する事。 5 被災地の感染症予防、消毒、防疫宣伝に関する事。 6 初動医療体制の構築に関する事。 7 医師会等関係団体との連携に関する事。 8 医療ボランティアとの連携に関する事。 9 医療器材の調達および補給に関する事。 10 都保健福祉局および医療機関等への要請、連絡調整に関する事。 11 救護所の開設、運営/救護所運営の支援に関する事。 12 被災状況の把握および報告に関する事。 13 健康相談、メンタルケアに関する事。 14 高齢者等の疾病管理に関する事。 15 乳幼児等の栄養補給に関する事。 16 負傷者の収容および救護に関する事。 17 応急措置および助産救護に関する事。 18 放射線使用施設に関する事。 19 毒劇物に関する事。 20 武力攻撃災害時等における他の部の応援に関する事。
建築住宅部	都市計画課 住宅課 建築課 都市開発課 木密整備推進課	1 応急仮設住宅の設置、入居者の募集、選定に関する事。 2 被災者に対する給水に関する事。 3 武力攻撃災害時等における他の部の応援に関する事。

部名	通常組織	武力攻撃事態等における業務
清掃部	環境課 品川区清掃事務所	1 ごみ・し尿等の処理に関する事。 2 武力攻撃災害時等における他の部の応援に関する事。
土木部	土木管理課 道路課 公園課 河川下水道課	1 土木施設の被害状況の調査、集約、報告に関する事。 2 派遣された自衛隊との現場における連絡に関する事。 3 道路啓開（障害物除去）、復旧に関する事。 4 街路樹に管理に関する事 5 公園および児童遊園の復旧、修理に関する事。 6 遺体の取り扱いに関する事。 7 水門、防災船着場、栈橋の情報収集、復旧に関する事。 8 河川、橋りょうの復旧に関する事。 9 土地の使用、応急公用負担に関する事。 10 武力攻撃災害時等における他の部の応援に関する事。
議会対策部	区議会事務局	1 議会対策本部と区対策本部との連絡調整、区議会議員の対応に関する事。 2 武力攻撃災害時等における他の部の応援に関する事。

【警察・消防の武力攻撃事態等における業務】

【警視庁】 第一方面本部 東京湾岸警察署 第二方面本部 品川警察署 大井警察署 大崎警察署 荏原警察署	1 被災者の救出および避難誘導に関する事。 2 行方不明者の捜索および遺体の見分に関する事。 3 警報伝達の協力に関する事。 4 災害時における交通規制に関する事。 5 避難住民の誘導に関する事。 6 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関する事。 7 関係県警察との連携に関する事。 8 前各号に掲げるもののほか、治安に関する事。
【東京消防庁】 第二消防方面本部 品川消防署 大井消防署 荏原消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒および防御に関する事。 2 消火、救助・救急に関する事。 3 危険物等の措置に関する事。 4 避難住民の誘導に関する事。 5 警報伝達の協力に関する事。 6 消防団との連携に関する事。 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関する事。 8 前各号に掲げるもののほか、消防に関する事。

(4) 区対策本部長の権限

区長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 区の区域内の国民保護措置に関する総合調整

区長は、区の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、区が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 都対策本部長に対する総合調整の要請

区長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都ならびに指定公共機関および指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。^(*) また、区長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関および指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、区長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

区長は、都対策本部長に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告または資料の求め

区長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告または資料の提出を求める。

(5) 区対策本部における広報等

区は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、区対策本部における広報広聴体制を整備して、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行う。

【区対策本部における広報体制】

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ 広報手段

防災行政無線、広報車、臨時広報紙、テレビ・ラジオ放送、ケーブルテレビ品川、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ、品川区公式SNS等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

報道機関に対しては、区対策本部発表や取材対応を円滑に行うため、必要に応じて臨時記者室を設け対応する。なお、ケーブルテレビの臨時スタジオを庁舎内に設置する。

ウ 留意事項

- ・ 広報の内容は、本部発表の事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- ・ 区対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、区長自ら記者会見を行う。
- ・ 都と連携した広報体制を構築する。

^(*) 運送事業者である一つの指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の輸送の求めがなされた場合の調整など。

(6) 区現地対策本部の設置

区長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施および国、都等の対策本部との連絡・調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、区対策本部の事務の一部を行うため、区現地対策本部を設置する。

区現地対策本部長や区現地対策本部員は、区対策副本部長、区対策本部員その他の職員のうちから区対策本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 現地連絡調整所の設置

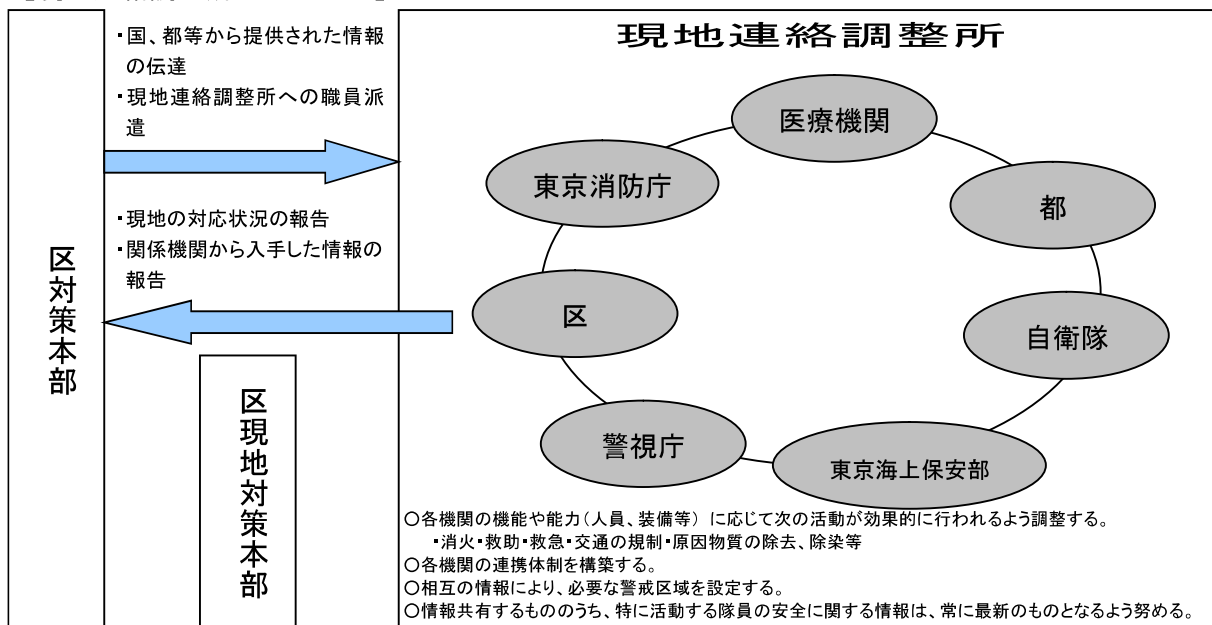
区は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

【実施内容】

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

区は、既に都または関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有および活動調整を行う。

【現地連絡調整所のイメージ】



(8) 区対策本部の廃止

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）および都知事を経由して区対策本部を設置すべき区の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、区対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

区は、携帯電話、移動系区防災行政無線等の移動系通信回線もしくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、同報系無線等の固定系通信回線の利用または臨時回線の設定等により、区対策本部と区現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

区は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

区は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関および指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と区との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・都の対策本部との連携

(1) 国・都の対策本部との連携

区は、都の対策本部および都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都の対策本部長から都対策本部本部派遣員として区職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。また、国の現地対策本部が設置され、現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会^(*)を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

区は、区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

^(*) 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への措置要請

区は、区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関または指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 区長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長または区の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては作戦システム運用隊司令を介し、防衛大臣に求める。

(2) 区長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動および治安出動^(*)により出動した部隊とも、区対策本部および現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

(3) 区は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、関係機関（都、警視庁等）と十分に協議する。

4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の区市町村長等への応援の要求

ア 区長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

^(*) 内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）および都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）

(2) 都への応援の要求

区長は、必要があると認めるときは、都知事に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 区が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲ならびに委託事務の管理および執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、区は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託または委託に係る事務の変更もしくは事務の廃止を行った場合は、区長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 区は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 区は、(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われないう場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 区を行う応援等

(1) 他の区市町村に対して行う応援等

ア 区は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、区長は、所定の事項を議会に報告するとともに、区は公示を行い、都に届け出る。

(2) 指定公共機関または指定地方公共機関に対して行う応援等

区は、指定公共機関または指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備または物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある

場合を除き、必要な応援を行う。

7 防災区民組織等に対する支援等

(1) 防災区民組織等に対する支援

区は、防災区民組織等による警報の内容の伝達、防災区民組織等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、防災区民組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

区は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、区は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地または避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

区は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

区は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】（P 3 5 再掲）

手続項目		担当部
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)	健康推進部 品川区保健所
	特定物資の保管命令に関する事。(法第 81 条第 3 項)	健康推進部 品川区保健所
	土地等の使用に関する事。(法第 82 条)	防災まちづくり部
	応急公用負担に関する事。(法第 113 条第 1 項・5 項)	防災まちづくり部 都市環境部
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、 80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	総務部 防災まちづくり部
不服申立てに関する事。(法第 6 条、175 条)		総務部 防災まちづくり部
訴訟に関する事。(法第 6 条、175 条)		総務部

※国民の権利利益の救済に係る手続は、区対策本部を廃止した後も長期化することが考えられるため、担当部は平素の部名で記載している。

※表中の「法」は「国民保護法」を示す。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

区は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、区文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

区は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合および国民保護措置に関して不服申立てまたは訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5章 警報および避難の指示等

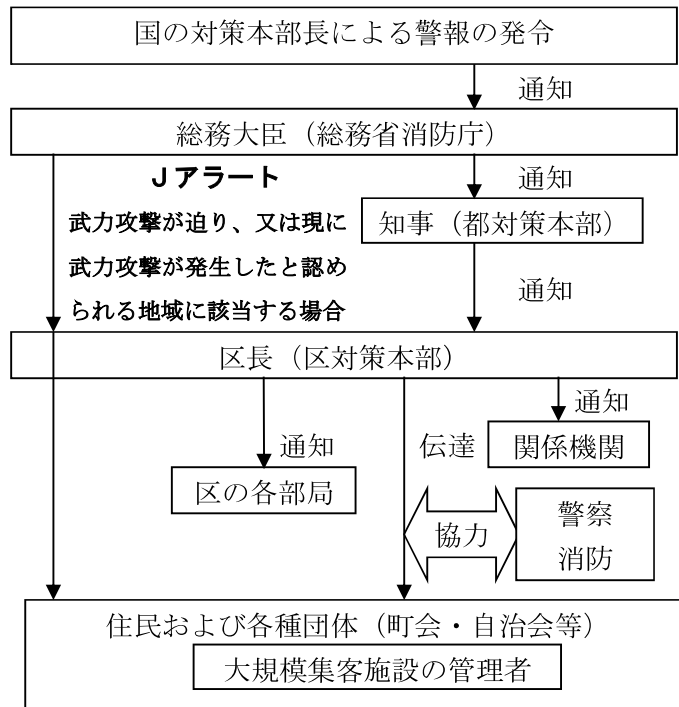
第1 警報の伝達等

区は、武力攻撃事態等において、都から警報の内容の通知を受けた場合、住民の生命、身体および財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達および通知を行うことが極めて重要であることから、警報による伝達および通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達・通知先

- (1) 区は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民および関係のある各種団体（消防団、町会・自治会、社会福祉協議会など）に警報の内容を伝達する。
- (2) 区は、都と協力して、区内の大規模集客施設（品川区立総合区民会館（きゅりあん）、大井競馬場、大崎ニューシティ、ゲートシティ大崎、アトレ大井町、アトレ目黒、イオン品川シーサイド店、大森ベルポートなど）について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。
- (3) 区は、区の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- (4) 区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のホームページ（<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>）に警報の内容を掲載する。

【警報の通知・伝達の仕組み】



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれる場合

この場合においては、原則として、全国瞬時警報システム（Jアラート）により同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページ、ケーブルテレビL字ウィンドウへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、防災区民組織等による各世帯等への伝達および防災区民組織等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 区長は、警報の内容の伝達に当たり、東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）の消火活動および救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。

また、区は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達に関して、警視庁（第二方面本部、品川警察署、大井警察署、大崎警察署、荏原警察署、東京湾岸警察署）と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災まちづくり部、健康推進部および地域振興部との連携の下で品川区避難支援個別計画書を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

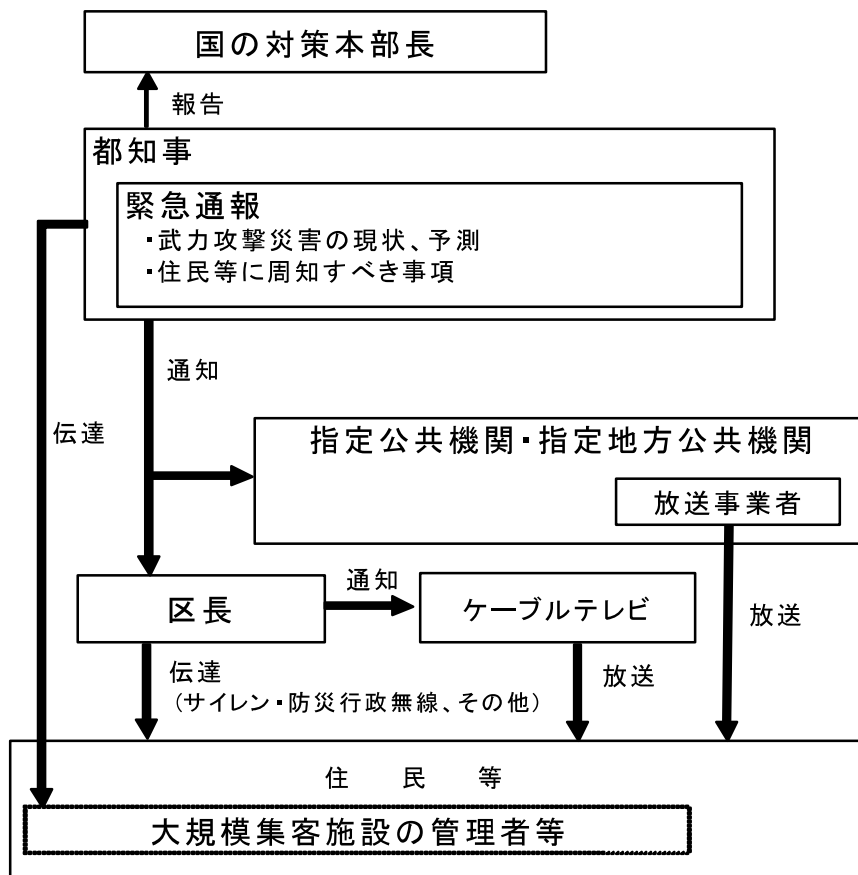
3 緊急通報の伝達および通知

都知事が発令する緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の内容の伝達・通知方法と同様とする。

○緊急通報の発令の要件等

- ① 緊急通報は、都知事が、武力攻撃等災害が発生、またはまさに発生しようとしており、武力攻撃等災害による住民の生命、身体または財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、速やかに発令するものである。
- ② 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模なテロ等が発生した場合は、災害の状況に応じて、迅速に緊急通報の発令を行うこととされている。
- ③ 緊急通報の発令は、武力攻撃災害の兆候の通知や警視庁、東京消防庁等からの情報等に基づき、正確性や事態の緊急性を十分に勘案した上で行うこととされている。併せて、住民の混乱を未然に防止するよう留意することとされている。

【緊急通報の発令の概要】



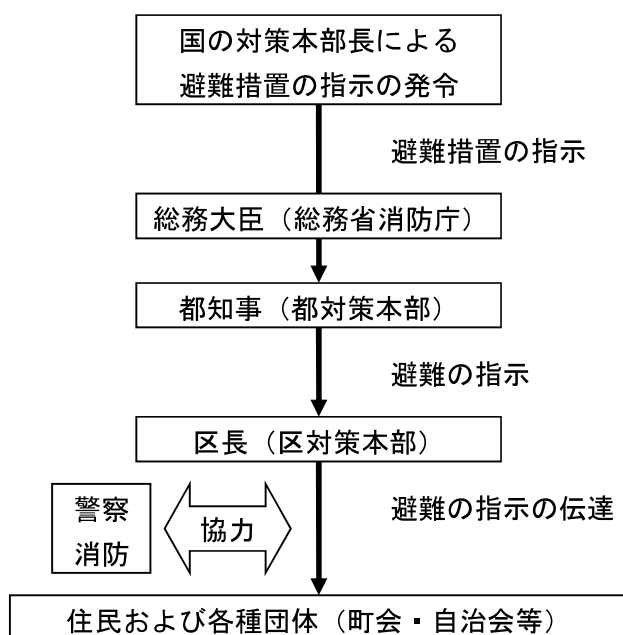
第2 避難住民の誘導等

区は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。区が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達および避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の伝達

- (1) 区長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- (2) 区長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

区長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁（第二方面本部、品川警察署、大井警察署、大崎警察署、荏原警察署、東京湾岸警察署）、東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）、東京海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合または事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

区長は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を以下のような箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域および避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所および集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段および避難の経路
- ⑦ 区職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)
(都との役割分担、運送事業者との連絡網、避難所および広域避難場所の選定)
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定 (避難支援プラン、避難行動要支援者対策班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊および米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

区長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、区長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) および国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめる。

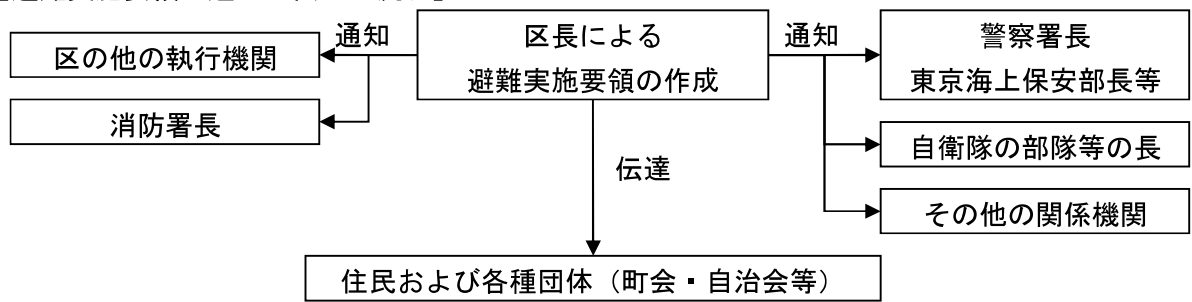
(5) 避難実施要領の内容の伝達等

区長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民および関係のある各種団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、区長は、直ちに、その内容を区の他の執行機関、区内の消防署長、警察署長、東京海上保安部長および自衛隊東京地方協力本部長ならびにその他の関係機関に通知する。

さらに、区長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【避難実施要領の通知・伝達の流れ】



3 避難住民の誘導

(1) 区長による避難住民の誘導

ア 区長は、避難実施要領で定めるところにより、区対策本部職員等を指揮し、消防総監（消防署長）および消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導させる。

その際、避難実施要領の内容に沿って、町会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、区長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

イ なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 区有施設における避難誘導

区有施設における避難誘導の基本的な考え方として、施設管理者は発災後、職員および施設利用者の安全、状況を確認した上で、施設内に留まることが危険であると判断した場合、最寄りの安全な場所へ施設利用者を誘導する。各施設における避難誘導対応について以下に示す。

ア 学校・幼稚園

(ア) 校長等は、避難時において常に園児・児童・生徒の正確な人員と異常の有無を把握する。

(イ) 避難誘導の任にあたる教職員は、出席簿を携行し、常に正確な人員と異常の有無を速やかに校長等へ報告しなければならない。

(ウ) 校長等および所属職員は、避難時において二次災害が発生しないよう迅速に適切な処置をとる。

(エ) 地域住民が学校へ集合した場合および保護者が園児・児童・生徒を引取りにきた場合等においては、校長等は防災行政無線で正確な情報を収集し、混乱が生じないように迅速に適切な指示・連絡を行う。

イ シルバーセンター

(ア) シルバーセンター職員は正確な情報の把握に努めるとともに、福祉課からの指示に基づき、施設利用者の避難誘導に当たる。

(イ) シルバーセンター職員は、避難誘導時に利用券を携行し、施設利用者の点呼を行うことで、正確な人員と異常の有無を確認する。

(ウ) 不安や動揺で混乱の恐れがあるので、区役所、警察署、消防署等の関係機関と緊密な連絡を保ち、さらに、ラジオ等により、正確な情報を収集し、的確迅速に行動し、デマにまどわされないようにする。

ウ 保育園

(ア) 避難に当たっては、園児の正確な人員と異常の有無を把握する。

(イ) 避難誘導の任にあたる職員は、園児名簿を携行し、常に正確な人員と異常の有無を速やかに園長へ報告する。

(ウ) 不安や動揺で混乱の恐れがあるので、区役所、警察署、消防署等の関係機関と緊密な連絡を保ち、さらに、ラジオ等により、正確な情報を収集し、的確迅速に行動し、デマにまどわされないようにする。

エ 児童センター

(ア) 職員は、情報を確認し、避難が必要な場合には、館内利用者に対し口頭または館内放送により伝達し避難させる。

(イ) 館内利用者が退館するとき、混乱が予想されるので避難誘導にあたる。その際避難誘導の任にあたる職員は、入館表等を携行し、正確な人員と異常の有無を確認する。

(ウ) 不安や動揺で混乱の恐れがあるので、区役所、警察署、消防署等の関係機関と緊密な連絡を保ち、さらに、ラジオ等により、正確な情報を収集し、的確迅速に行動し、デマにまどわされないようにする。

(3) 東京消防庁との連携

区長は、避難住民の誘導を行うにあたっては、消火活動および救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施する。

(4) 避難誘導を行う関係機関との連携

区長は、必要があると認めるときは、警察署長、東京海上保安部長等または国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官または自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

区長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(5) 防災区民組織等に対する協力の要請

区長は、避難住民の誘導に当たっては、防災区民組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

区長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。災害用備蓄食糧等についても、積極的に活用する。

備蓄食糧の保管場所については、従来の防災備蓄倉庫の他に、区内5地区（品川、大崎、大井、荏原、八潮）ごとに必要な備蓄量の分散備蓄を進めている。

被害の状況等により、区が備蓄する食糧だけでは不足することが考えられるため、事業所等に対しても食糧の備蓄について協力を依頼していく。

区長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(7) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者対策班を設置し、都要配慮者対策統括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、要配慮者の避難に関して、区は避難場所、区民避難所等の拠点までの運送を支援する。

(8) 残留者への対応

避難住民の誘導にあたる職員は、警察、消防等とともに、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難場所の運営

区は、原則、区内に所在する避難場所を運営する。

(10) 避難所等における安全確保等

区は、警視庁（第二方面本部、品川警察署、大井警察署、大崎警察署、荏原警察署、東京湾岸警察署）が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動や、東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）が行う区民避難所等における火災予防のための活動に必要な協力を行うとともに、これら関係機関と協力し、住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

区は、その管理する区民避難所等において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設および施設内の設備等を適切に保全するものとする。

(11) 動物の保護等に関する配慮

区は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室および農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、都と連携して、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等

(12) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる区は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(13) 都に対する要請等

ア 区長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

イ 避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

ウ 区長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

エ 区長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う際など区のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

(14) 避難住民の運送の求め等

区長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

区長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由なく輸送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、都対策本部長に、その旨を通知する。

(15) 避難住民の復帰のための措置

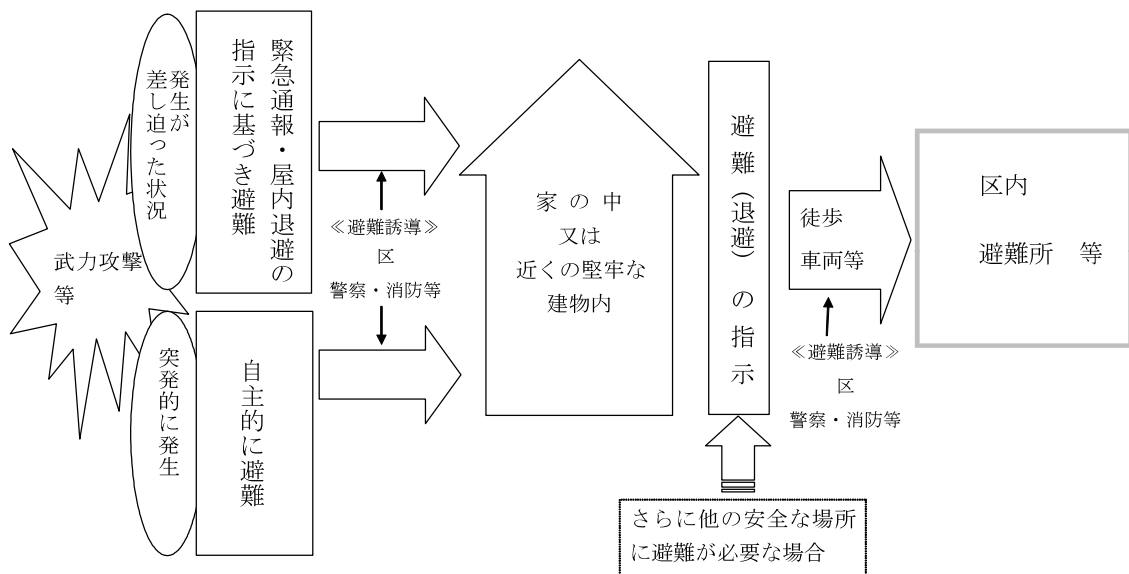
区長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、必要に応じて、警視庁（第二方面本部、品川警察署、大井警察署、大崎警察署、荏原警察署、東京湾岸警察署）および東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）と協力して避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 想定される避難の形態と区による誘導

(1) 突発的かつ局地的な事態の場合

ア 屋外で突発的に発生

区内要避難地域においては、当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



※施設内で武力攻撃等が発生した場合は、施設外への避難の指示が基本

《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示および都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本となる。

ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要である。

- 状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠である。また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。
- 当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁（第二方面本部、品川警察署、大井警察署、大崎警察署、荏原警察署、東京湾岸警察署）、東京消防庁（品川消防署、大井消防署、荏原消防署）、東京海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた的確な措置を実施できるよう現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる。

弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

- ・ 発射後短時間で着弾することが予想されるため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める等、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要となる。
- ・ 当初は、できるだけ近くの施設や建築物の地階、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。
- ・ 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示および避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるようその取るべき行動を周知する。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

- ① 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示する。

対策本部長・・・警報の発令、避難措置の指示

↓ （その他、記者会見等による国民への情報提供）

都知事・・・・・・避難の指示

↓

区長・・・・・・避難実施要領の策定

- ② 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令する。

航空攻撃（通常爆弾等）

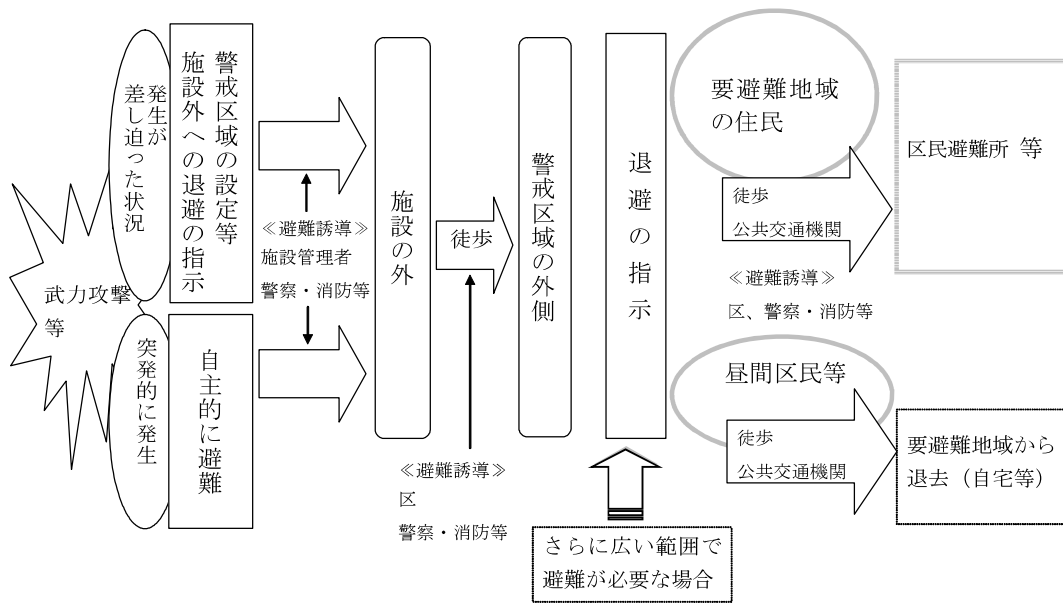
弾道ミサイル攻撃に準じる。

緊急対処事態（大規模テロ等）

第7編 大規模なテロ等（緊急対処事態）への対応（P136）参照

イ 大規模集客施設等内で突発的に発生

区は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



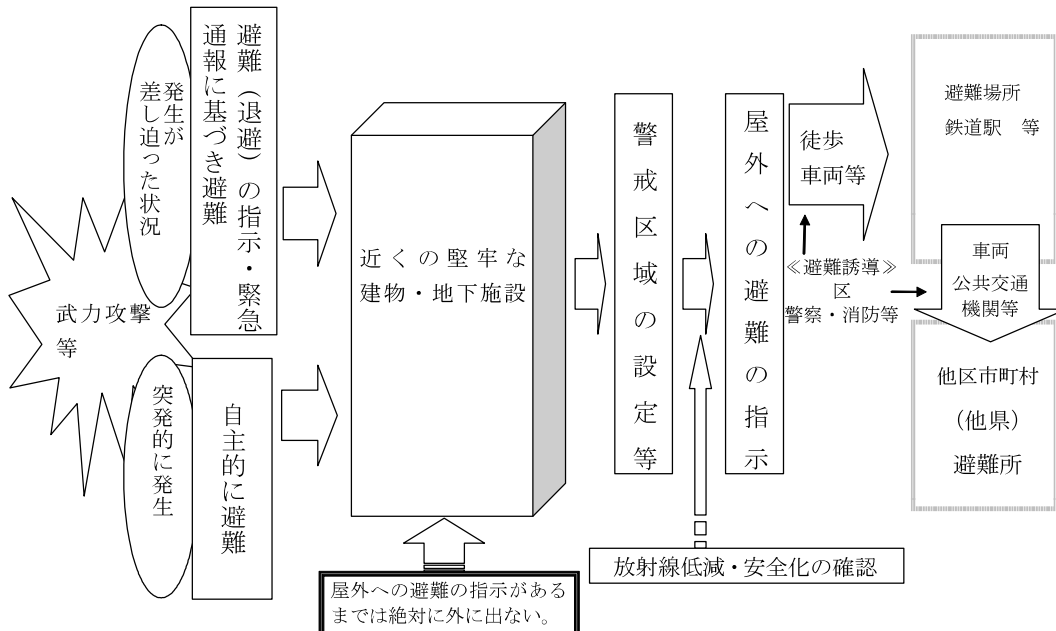
《該当する事態類型と避難上の留意点》

緊急対処事態（大規模テロ等（NBC攻撃を伴う場合を含む））

第7編 大規模なテロ等（緊急対処事態）への対応（P136）参照

（2）突発的かつ広範囲な事態の場合

区内要避難地域においては、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

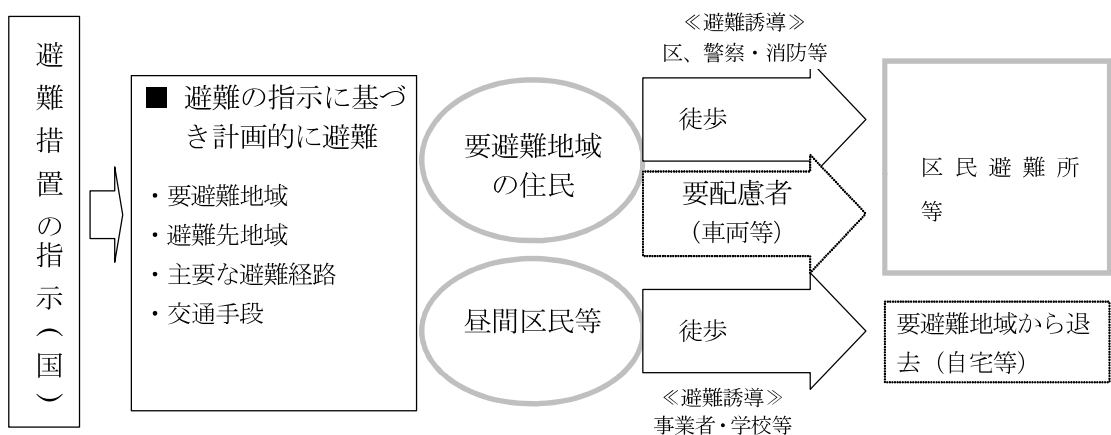
- ・ 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの建物・地下施設等に避難する。
- ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。
- ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下をさけ極力風向きと垂直方向）がなされる。
- ・ 区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。

航空攻撃（核弾頭）

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

（3）時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

区内要避難地域においては、避難の指示等に基づき、避難住民を区内の避難所等まで誘導する。



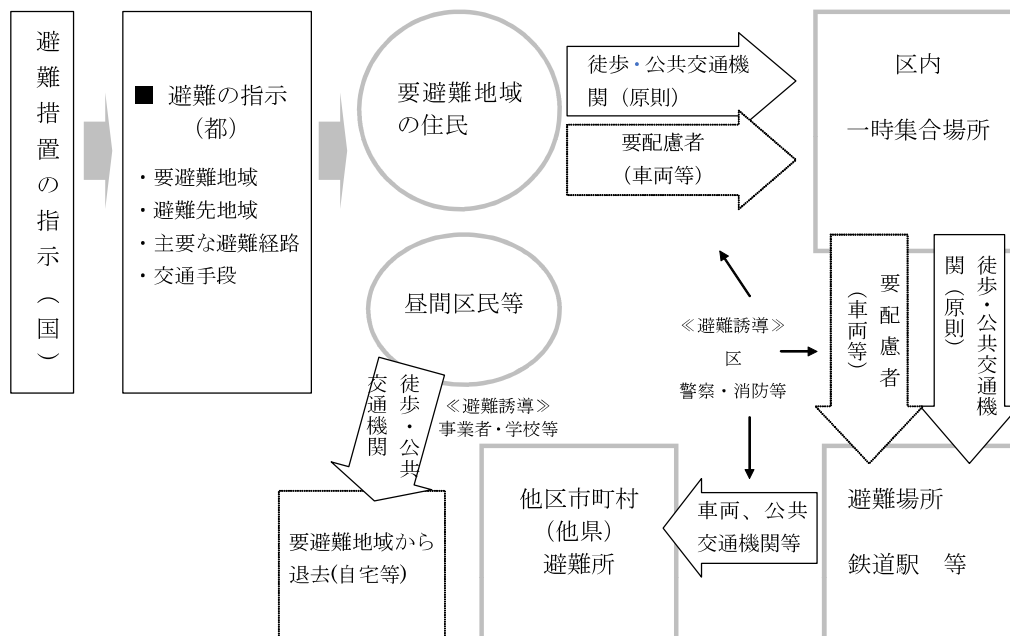
《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難させる。

(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

区内要避難地域においては、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所または避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。